公　示　日　：2022年7月6日(水)
調達管理番号：　22a00315
国　　名　　：セネガル国、モロッコ国
担 当 部 署 ： 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム
調 達 件 名：セネガル国小規模園芸農家能力強化プロジェクトフェーズ２及びモロッコ国市場志向型農業による小中規模農家収入向上プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1.　担当業務、格付等

（１）　担 当 業 務 ： 評価分析
（２）　格　　付　　：3号～4号
（３）　業務の種類：調査団参団

2.　契約予定期間等

（１）　全体期間：2022年8月中旬から2023年1月下旬
（２）　業務人月：現地　1.53、国内　1.0、合計　2.53
（３）　業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
10日	46日	10日

【内訳】
セネガル：国内準備期間5日、現地業務期間23日、帰国後整理期間5日
モロッコ：国内準備期間5日、現地業務期間23日、帰国後整理期間5日

3.　簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１）　簡易プロポーザル提出部数：1部
（２）　見 積 書 提 出 部 数　：1部
（３）　提　　出　　期　　限　　：　2022年7月20日(水)（12時まで）
（４）　提　　出　　方　　法　　：電子データのみ
➢　専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧　提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月)」別添資料11　　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き
https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

✧ 評 価 結 果 の 通 知 ：2022 年 8 月 2 日(火) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国・地域での業務経験 8 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	中東地域及びアフリカ地域／全途上国
語学の種類	英語（仏語ができれば望ましい）

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

（２） 必要予防接種：

セネガル：黄熱に感染する危険のある国から来る、生後 9 か月以上の渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。乗り継ぎのため、黄熱に感染する危険のある国の空港を経由した渡航者も黄熱予防接種証明書が要求されています。黄熱に感染する危険のある国です。黄熱の予防接種が推奨されています

モロッコ：特になし

6. 業務の背景

【セネガル】

セネガルにおける農業セクターは GDP の約 15%（世銀、2019）を占め、全労

働者の内、約 29%（世銀、2020）が従事する重要な産業の一つである。また、農村部には貧困層が集中しており、貧困削減、雇用確保および同国経済の活性化の面で、小規模農家の生計向上が求められている。国家開発計画であるセネガル振興計画（(Plan Sénégal Emergent：PSE)（2014-2035）においては、農業分野、特に園芸農業振興の必要性について言及されている。農業・農村施設省は PSE の農業コンポーネントとして位置づけられている「農業推進加速プログラム（Programme d'Accélération de la Cadence de l'Agriculture Sénégalaise：PRACAS)」の中で、多様で競争力があり、持続的な農業を実現することを目標にしており、農業を通じた農村部の所得向上を重点取り組み分野に掲げている。しかしながら、園芸作物は、計画性に乏しい生産量増加に伴う値崩れやこれに伴う農作物の廃棄、不十分な保存・加工技術、資金・市場へのアクセス等の課題から、実際には小規模農家の生計向上に十分寄与していない状況にある。上記のような背景のもと、ニャイ地区を対象として、小規模園芸農家の市場志向型農業（SHEP）アプローチ[1]を実践することにより、対象園芸農家、ひいてはニャイ地区全体の小規模農家の収入向上に寄与することを目的として、「小規模園芸農家能力強化プロジェクト」（2017-2022 年）（以下、先行プロジェクト）が実施された。その結果、対象農家の営農情報入手にかかる行動変容が確認され、対象農家の収入が向上した。農業・農村施設省園芸局は SHEP アプローチを評価し、国家園芸振興プログラム（Programme National de Relance de Horticulture）（2021-2023 年）の中に普及アプローチとして採り入れるに至った。しかしながら、セネガル政府予算でセネガル全土における SHEP 活動の具体的な実施計画や予算措置実現には至っていない。

かかる状況下、セネガル政府は「小規模園芸農家能力強化プロジェクトフェーズ 2」（以下、本プロジェクト）を要請した。本プロジェクトは先行プロジェクトで得られた協力成果の面的拡大を行い、SHEP アプローチの実施体制の更なる強化を目指す。具体的にはこれまでセネガル国内で園芸作物生産が最も盛んなニャイ地区を対象に行われてきた SHEP アプローチの導入を新たにセネガル川流域や特別地区（落花生盆地、南東部・東部）で実施し、全国レベルで適用可能な農業手法の確立を通して、SHEP アプローチを実践する小規模農家を支援するための実施体制を確立し、ひいてはセネガル全体の小規模農家の生計向上に貢献することを目的としている。今回実施する詳細計画策定調査において、プロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、プロジェクトに

[1] Smallholder Horticulture Empowerment and Promotionの略。2006年から始まったケニア農業省とJICAの技術協力プロジェクトにおいて開発された小規模園芸農家支援のアプローチであり、野菜や果物を生産する農家に対し、「作って売る」から「売るために作る」への意識変革を起こし、営農スキルや栽培スキル向上によって農家の園芸所得向上を目指すもの。

関わる合意文書締結を行う。

【モロッコ】

モロッコにおける農業セクターは GDP の約 12%（世銀、2020）を占め、全労働者の内、約 33%（世銀、2019）が農業セクターに従事し、特に地方部では人口の 80%が農業により収入を得ている（世銀、2019）重要な産業の一つである。多くの農業世帯は自給自足に近い農業形態で、面積比の 7 割は 5ha 以下の農地を所有する小規模農家である。農業部門の戦略的重要性を高めることを目的とするグリーンモロッコ計画（Plan Maroc Vert:以下 PMV）（2008-2019）により、農業の近代化政策が推進された。2013 年には PMV の一環として、農業・海洋漁業・地方開発・水資源・森林省の監督の下に農業普及公団（ONCA）が設立され、農家への助言やサービスの普及に関する政策の適用を所掌している。PMV に次ぐ農業分野長期開発計画であるジェネレーショングリーン 2020-2030（PGG）は 2 つの戦略的支柱があり、一つ目の人的資源開発は 35 万～40 万世帯の中規模農家と農産業分野の若手起業家の強化、農業組織支援が掲げられている。二つ目は農業開発の持続可能性であり、12 の卸売市場と伝統的な市場の近代化を通じて農産物の流通プロセスを改善し、年間農業生産額の増加、輸出の拡大を目指すものである。政策的な取組が掲げられている一方で、生産者の組織化が進んでおらず、個別に生産販売を行っている農家は保管手段がないために収穫後すぐに売ることができる業者に売る等、営農やマーケティングに課題を抱えている。かかる状況下、モロッコ政府は市場志向型農業（SHEP）アプローチを実践することにより、対象園芸農家の収入向上を目指す「市場志向型農業による小中規模農家収入向上プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を要請した。今回実施する詳細計画策定調査において、プロジェクトの実施体制及び活動内容について確認･協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価６基準（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）国内準備期間（セネガル：2022 年 8 月中旬～2022 年 9 月上旬、モロッコ：

2022年11月上旬～2022年11月中旬）

① 要請書・関連報告書等の資料･情報の収集･分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。

② 先方政府側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。他の調査団員と議論の上、作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること（質問票（案）は現地業務期間開始前にJICAを通じて先方政府関係機関等に配付することを想定している）。

③ 評価 6基準の観点から、プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。その他、現地協議用資料等の作成に協力する。

④ 支援対象地域の社会（や家庭内）における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合、ジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みをPDMに反映させる。具体的なPDM反映に際してのステップは以下のとおり。

・ プロジェクトの枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定、設定する。
・ ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
・ ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

⑤ JICA気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）適応策pp.1～39の「気候リスク評価の実施」及びpp.42～44の「農業分野の気候リスクの概要・考え方」等を参考に、可能な範囲で、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、本事業が適応策として十分か検討の上、必要であれば追加的な適応オプションを検討する。

⑥ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務期間（セネガル：2022年9月中旬～2022年10月上旬、モロッコ：2022年11月中旬～2022年12月上旬）

① JICA事務所等との打合せに参加する。

② 先方政府側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。

③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報･資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。

ア） 要請背景・内容

イ） 関連する開発計画、政策、制度

ウ） 関連各組織

(a)所掌業務、組織体制、根拠法

(b)人員体制

(c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

エ） 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、IFAD、EU、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性

④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions））を他分野の団員とともに検討する。

⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M ： Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。

⑦ 担当分野に係る調査結果をJICA事務所等に報告する。

（３）帰国後整理期間（セネガル：2022 年 10 月中旬～2022 年 10 月下旬、モロッコ：2022 年 12 月中旬～2023 年 1 月中旬）

① 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

② プロジェクトを巡る状況分析や評価６基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。

③ 評価６基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。

④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（１） 業務完了報告書

2023 年 1 月 13 日(金)までに提出。

次の各案件にかかる①～②を電子データにて提出すること。

① 事前評価表（案）（和文）

② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１）報酬単価（月額上限額）の取扱い

法人コンサルタントの場合は「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）の「別添資料２ 報酬単価表」の２.（１）法人コンサルタントの「業務人月≦2.0」の算定式を用いて積算下さい（本件の総人月は2.53人月なので、通常は「業務人月≦3.0」で計算しますが、本件の場合はセネガルの案件とモロッコの案件の合計が2.53人月であり、各案件では1.27人月なので、「業務人月≦2.0」の算定式を採用するものです）。

個人コンサルタントの場合は、業務人月に関わらず単価は一定ですので、通常どおり同資料の２.（２）個人コンサルタントに示す算定式を用いて積算ください。

（２）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、以下を標準とします。

【セネガル】
① 日本⇒ドバイ⇒ダカール⇒ドバイ⇒日本
② 日本⇒パリ⇒ダカール⇒パリ⇒日本

【モロッコ】
・日本⇒アブダビ⇒ラバト⇒アブダビ⇒日本
・日本⇒ドーハ⇒ラバト⇒ドーハ⇒日本
・日本⇒パリ⇒ラバト⇒パリ⇒日本

（３）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間はそれぞれの案件について以下を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。なお、現時点で両国の現地到着時の隔離期間は不要です。

【セネガル】

（国内準備期間：2022 年 8 月中旬～2022 年 9 月上旬（5 日））

●現地業務期間：2022 年 9 月 17 日～2022 年 10 月 9 日（23 日）

（2022 年 9 月 18 日現地着、2022 年 10 月 8 日現地発を予定）

（帰国後整理期間：2022 年 10 月中旬～2022 年 10 月下旬（5 日））

【モロッコ】

（国内準備期間：2022 年 11 月上旬～2022 年 11 月中旬（5 日））

●現地業務期間：2022 年 11 月 19 日～2022 年 12 月 11 日（23 日）

（2022 年 11 月 20 日現地着、2022 年 12 月 10 日現地発を予定）

（帰国後整理期間：2022 年 12 月中旬～2023 年 1 月中旬（5 日））

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア）総括（JICA）

イ）協力企画（JICA）

ウ）評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA 事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。（２か国共通）

ア） 空 港 送 迎：あり

イ） 宿 舎 手 配：あり

ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ） 通 訳 傭 上：英語⇔仏語の通訳を提供

オ） 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ） 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料をJICA経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チームにて配付しますので、edga2@jica.go.jp に送信願います。なお、配付資料は、受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出もしくは失注後に速やかに破棄してください。受領とともに同意いただいたものとします。

・要請書

・セネガル小規模園芸農家能力強化プロジェクト終了時評価報告書（未定稿）

② 本業務に関連する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・セネガル小規模園芸農家能力強化プロジェクト事業完了報告書
https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047241.html

・気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）
https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html

・ジェンダー関連
https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/COVID-19.html
https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/guidance.html

③ 本契約に関する以下の資料をJICA調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所、モロッコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上